

第3章 化学物質対策の推進

第1節 ダイオキシン類対策【環境保全課】

1 ダイオキシン類対策特別措置法

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾーフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー-PCB）をダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類は、主として廃棄物を燃やしたり塩素を含む有機化合物を製造したりする過程で非意図的に生成される化学物質で、発がん性や催奇形性（奇形を発生させる可能性）などがあると言われています。

ダイオキシン類による環境汚染や人の健康被害を防止するために「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年施行）では、大気、水質などに関する環境基準や、人の1日当たり許容摂取量などが定められているほか、ダイオキシン類を排出する施設を特定施設として定め、その設置者にはダイオキシン類排出規制値の遵守を義務づけています。また、同法により都道府県知事等は、特定施設の監視と併せて、大気、水質及び土壤中のダイオキシン類常時監視が義務づけられており、県では、特定施設の調査、指導、監視実施するとともに、大気、水質及び土壤中のダイオキシン類常時監視を行っています。

なお、現在の我が国の通常の環境汚染レベルでは、ダイオキシン類によってがんになる可能性は低いものと考えられています。

2 環境中のダイオキシン類常時監視結果

県（那覇市を除く）では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン類の常時監視を実施しています。

令和2年度は、底質及び土壤について、全ての地点で環境基準を達成しています。

大気、水質及び地下水の環境基準の達成状況は、測定地点ごとの年間平均値により評価することとなっており、全ての地点で環境基準を達成しています。

表3-1-1 ダイオキシン常時監視結果（令和2年度）

調査項目		調査地点数	調査回数	検出濃度範囲(年平均)	環境基準値
大気		一般環境	2	3~4	0.0025~0.016
		発生源周辺	4	3	0.0022~0.022
水質	河川	水質	5	1	0.046~0.3
		底質	5	1	0.58~2.5
	海域	水質	1	1	0.10
		底質	1	1	12
土壤	地下水		8	1	0.021~0.025
	一般環境		8	1	0.028~5.1
	発生源周辺		9	1	0.16~5.3

第3章 化学物質対策の推進

3 特定施設に関する監視結果

(1) 特定施設に対する監視結果

県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき特定施設に立入検査を行うとともに、排出基準の遵守状況を確認するため排ガス、ばいじん、焼却灰中のダイオキシン類濃度測定を実施しています。測定の結果、基準に適合していないことが確認された事業者に対しては、改善指導等を行っています。

(2) 特定施設等の設置状況

県内における特定施設の設置状況は表 3-1-2 のとおりです。主な施設は大気基準適用施設では廃棄物処理施設、水質基準適用施設では排ガス洗浄施設、湿式集じん施設です。

表 3-1-2 ダイオキシン類関係特定施設数（令和3年3月末現在）

		ダイオキシン類対策 特別措置法届出対象者		鉱山保安法等関係法令施設	
		事業場数	設置基数	事業場数	設置基数
大気基準適用施設					
製鋼用電気炉		1	1	0	0
廃棄物焼却炉	4t/h以上		9		0
	2t/h以上～4t/h未満		15		0
	200kg/h以上～2t/h未満		30		1
	100kg/h以上～200kg/h未満		23		0
	50kg/h以上～100kg/h未満		7		0
	50kg/h未満(0.5m ³ 以上)		4		0
	小計	63	88	1	1
	合計	64	89	1	1
水質基準適用施設					
カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		1	1	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	13	21	0	0
	灰の貯留施設	2	2	0	0
	小計	15	23	0	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		0	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		1	2	0	0
下水道終末処理施設		0	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		1	1	0	0
	合計	18	27	0	0

第2節 化学物質適正管理の推進【環境保全課】

1 化学物質に関する規制

現在、世界中で流通している化学物質は数万種類以上と言われています。

私たちの周りでも多種多様な化学物質が使用されており、日常生活の維持向上に欠かせないものとなっている一方で人の健康や環境へ悪影響を及ぼすものもあります。有害性が確認されている一部の化学物質については化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律や薬事法などにより製造、輸入、使用等が規制されています。また、その他にもダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などによる排出規制、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄規制が行われています。

しかしながら、まだ人の健康への有害性や環境への影響などについて十分解明されていない多くの化学物質については、法令で排出等の規制を行うことは困難です。

こうしたことから、人の健康や生態系への有害なそれのある化学物質の排出状況等を把握し、化学物質の排出量や環境リスクの未然防止を図るため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）が設けられています。

2 化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）

PRTR制度では、有害性があると考えられる化学物質を取り扱う一定規模以上の事業者に対し、毎年、前年度における「化学物質の環境中（大気・公共用水域・土壌）への排出量」と「廃棄物等として事業所外へ移動した量」について、県を経由し国に届け出ることを義務づけており、国はこれらの届出を集計するとともに、届出の対象外の事業者や家庭、自動車等からの排出量を推計し、その結果を公表しています。

この制度により、事業者は化学物質排出量に応じた対策を導入し自主的に化学物質の管理の改善を進めることができます。また、国民は事業所においてどのような化学物質が取り扱われており、どのくらい環境中に排出されているのかを知ることができます。

3 化学物質の排出量・移動量の集計結果

PRTR制度の下、令和2年度に届出のあった化学物質の排出量・移動量に係る届出件数（令和元年度分）は207件、届出総排出量は178,919kg/年、届出総移動量は213,321kg/年です。

集計結果の概要等については、環境省・経済産業省のホームページに掲載されています。

第3節 化学物質の環境リスク【環境保全課】

1 化学物質の環境リスクとは

私たちの暮らしは、数多くの種類の化学物質を様々な用途に使うことによって成り立っています。化学物質には、製造されてそのまま消費者が使用するもの、製品の中に含まれるもの、製造・消費・廃棄等の過程で排出されるもの、燃焼や環境中での反応等で意図せず生成するもの、元から天然に存在するもの等があります。製造量・存在量にも多寡があり、有害性、環境残留性、生物蓄積性、長距離移動性等の性質も様々です。

このような化学物質の適切な管理には、化学物質に固有の有害性の程度と人や生物への曝露のレベルを考慮し、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）をできるだけ少なくすることが基本となります。

しかし、その環境リスクは、科学的に完全に解明されることはおらず、管理に際して不確実性の中での意思決定が必要になることがあります。

2 県における取組

平成5年に公布された環境基本法の規定を受け、平成30年度に第5次環境基本計画が策定されており、重点分野として、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」が掲げられています。

県では、国が実施する環境中の濃度等実態調査へ協力しています。

また、調査・研究を通じ得られた化学物質に関する情報について、広く県民に情報を公開することにより、環境リスクに関する情報・知識の共有し、情報に関する共通の理解と信頼の上に立って、社会的に許容されるリスクについての合意形成を図っていくこととしています。